

事業概略書

事業名	行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究
事業目的	行動援護事業は、知的・精神障害の対応困難者への重要な社会参加支援として期待されているが、サービスの質と量が確保されているとは言い難い。質的な対応では、従業者養成研修の更なる開発が求められる。また、量的な拡大に至らない事情は様々な要因が考えられるため、先駆的な地域を対象に、行動援護と移動支援の関係を軸に活用事例、活用体制づくりの事例収集と分析を行い、行動援護サービスの標準化を目指すことが本事業の目的である。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検討委員会の設置・運営 2. 研修の実施及び研修プログラムの開発 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県従業者養成研修の講師・インストラクターのパワーアップを図るための研修を実施した。 ・行動援護従業者養成研修中央セミナーを宮城県、京都府、福岡県で実施した。 ・現行の一体的な初任者・現任者向け研修プログラムを初任・現任、それぞれ別立てで実施できるように検討した。 3. 行動援護の普及・効果的な実施に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・行動援護普及に関するヒアリング調査の実施 ・行動援護に関する意識調査の実施 ・障害程度区分認定データ分析の実施 4. 報告書の作成
事業実施結果及び効果	<p>結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初任・現任、それぞれ別立てでの実施については、現状として事業所要件緩和の位置づけとしての役割が専攻している。この役割を担うために用意された現行のカリキュラムを踏まえると、両方の需要を満たさざるを得ない。当面このまま変更せずに行わざるを得ない状況がある。 2. 対象者把握に向けては、①市町村の行動援護に対する理解深耕と支給決定プロセスでの確実な対象者把握、②相談支援体制の整備と担い手たる相談支援事業所の育成が必要であることが分かった。 3. 利用希望の増加に向けては、①サービス利用による行動援護のメリットを実感してもらうほか、②市町村などによる利用推奨が必要であることが分かった。 4. 行動援護対象者基準の見直しの必要性について、追加すべき視点と判断方法の変更について検討の必要性がうかがえ、行動関連項目判定ガイドラインを作成した。 <p>効果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県が実施する行動援護従業者養成研修プログラムに寄与する。 2. 行動援護の支援のあり方の見直しの契機と後発地域の事業展開に寄与する。 3. 現在定められている基準の妥当性を検討し、見直しを行う事項について提言した。
事業主体	〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 TEL : 027-325-1501 (代表) E-MAIL : webmaster@nozomi.go.jp